

吉岡町農産加工室個別施設計画

■施設の設置目的及び使用状況

吉岡町農産加工室は、生活改善の知識及び技術の研修により地域住民の地位向上及び福祉増進を図り、地域社会の振興の促進を図ることを目的に設置されている。（吉岡町農産加工室設置及び管理に関する条例（平成2年吉岡町条例第4号））。主な利用目的は、地域住民グループによる味噌づくりが中心であり、年間30工程を越えている。又、その他の加工も含めると年間50工程にも及んでおり、農産物の加工場としてだけでなく、地域住民の交流施設としての役割も担っている。

1. 対象施設

No.	名称	所在地	延床面積	建築年度	構造
1	農産加工施設	吉岡町大字下野田550番地1	64.58 m ²	H13	木造
合計			64.58 m ²		

2. 計画期間

2020年度から2029年度までの10年間

3. 対策の優先順位の考え方

優先順位①利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する施設修繕を行う。

②効率の良い作業ができるよう環境に対応した施設修繕を行う。

③利用者の利便性を考えた施設修繕を行う。

4. 個別施設の状態等

安全性：耐震補強なども十分ではないが、長寿命化を目指し点検・修繕を定期的に行う。

現状：老朽化度は70%を超えており、老朽化対策が課題である。

5. 対策内容と実施時期 下表工程表のとおり

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
事業概要	←									→
				点検の実施により、施設修繕を実施						

本施設内の設備及び備品については定期的に保守点検を行っており、今後施設本体の点検も随時行い、経年劣化した箇所について修繕を行う。又、環境や利便性に配慮した施設修繕も同時に行う。

6. 対策費用

点検費用	設備及び備品の保守点検費用（27,500円）
修繕費用	点検に基づく修繕費